

農地法第3条申請（農地の売買、贈与、貸借等）について

農地の売買・贈与・貸借などを行う際には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意ください。

【農地法第3条の主な許可基準】

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

- ・耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、申請地を含めた所有・貸借している農地のすべてを効率的に耕作の事業に供すると認められること。（全部効率利用要件）
- ・法人が取得する場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。（農地所有適格法人要件）
- ・申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。（農作業常時従事要件）
- ・~~今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。~~
~~（下限面積要件）~~※下限面積要件は農地法の改正により廃止となりました。
- ・今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。（地域との調和要件）

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とした農地法第2条第3項の要件をすべて満たす法人をいいます。

※農地法改正により下限面積要件は撤廃されましたが、取得後において「耕作又は養畜の事業に供す」ことが条件ですので、例えば家庭菜園を目的としたもの等については許可となりません。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

新居浜市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を2.0日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

《申請者の方の流れ》

申請についての相談	農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。(市役所5階 Tel 0897-65-1313)
↓	
申請書の記入	申請内容に応じて申請書（農業委員会事務局もしくは農業委員会ホームページにあります）をご記入いただきます。なお、記入に当たっては記入例をご参照下さい。
↓	
必要書類の入手	別添の必要書類一覧表をご参照下さい。
↓	なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
申請書提出前の再確認	記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
↓	申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認下さい。
申請書の提出／受付	ご足労ですが、農業委員会事務局までお越し下さい。「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認下さい。

《農業委員会の流れ》

(申請書の受付から許可書の交付までの事務の処理期間は2.0日です)

申請書の提出／受付	
↓	
申請内容の審査	申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
↓	
農業委員会総会	農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意志決定を行います。(原則毎月5日)
↓	
許可書の交付	総会で可決後、 <u>翌日から許可書を交付することが出来ます</u> ので、ご足労ですが、申請書に押印された印鑑（ <u>行政書士の代理申請の場合は行政書士の職印</u> ）を持参の上、農業委員会事務局までお越し下さい。